

ファミリー・フレンドリー企業表彰について

1 「ファミリー・フレンドリー企業」とは…？

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をいいます。

具体的には以下の4つの柱からなるものです。

1 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること

- ・ 1年を超える育児休業制度
- ・ 分割取得できる介護休業制度 等

2 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること

- ・ 育児や介護のための短時間勤務制度
- ・ フレックスタイム制
- ・ 子どもの看護休暇制度 等

3 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること

- ・ 事業所内託児施設
- ・ 育児・介護サービス利用料の援助措置 等

4 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること

- ・ 育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること。
特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること
- ・ 両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等

2 ファミリー・フレンドリー企業表彰とは…？

□ 厚生労働省では、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を積極的に行っており、かつその成果が上がるなどしている企業に対して、その取組を讃えるとともに、これを広く国民に周知し、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。

□ この表彰は平成11年度より行われており、毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」の開催に合わせて実施されています。

□ 表彰の種類

○ 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を積極的に行っており、かつ著しく成果があがっている企業であって、他の模範であると認められる企業に対する表彰

○ 厚生労働大臣努力賞

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を積極的に行っており、今後成果が期待される企業に対する表彰

○ 都道府県労働局長賞

大臣賞に準ずる取組がみられる企業その他仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組について特に努力している企業に対する表彰